



鹿児島県

資料2 - 1

# 再犯防止の推進について

鹿児島県総務部男女共同参画局  
青少年男女共同参画課

# 鹿児島県再犯防止推進計画の概要 1

## 【1】 計画策定の趣旨

鹿児島県における再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。  
(平成31年3月策定)

## 【2】 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定  
計画の対象者は、起訴猶予者，執行猶予者，罰金・科料を受けた者，矯正施設出所者，非行少年若しくは非行少年であった者のうち，支援が必要な者

## 【3】 計画期間

2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間

# 鹿児島県再犯防止推進計画の概要 2

## 【4】基本方針

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）における5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組む。

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用と促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動と促進、広報・啓発活動の推進

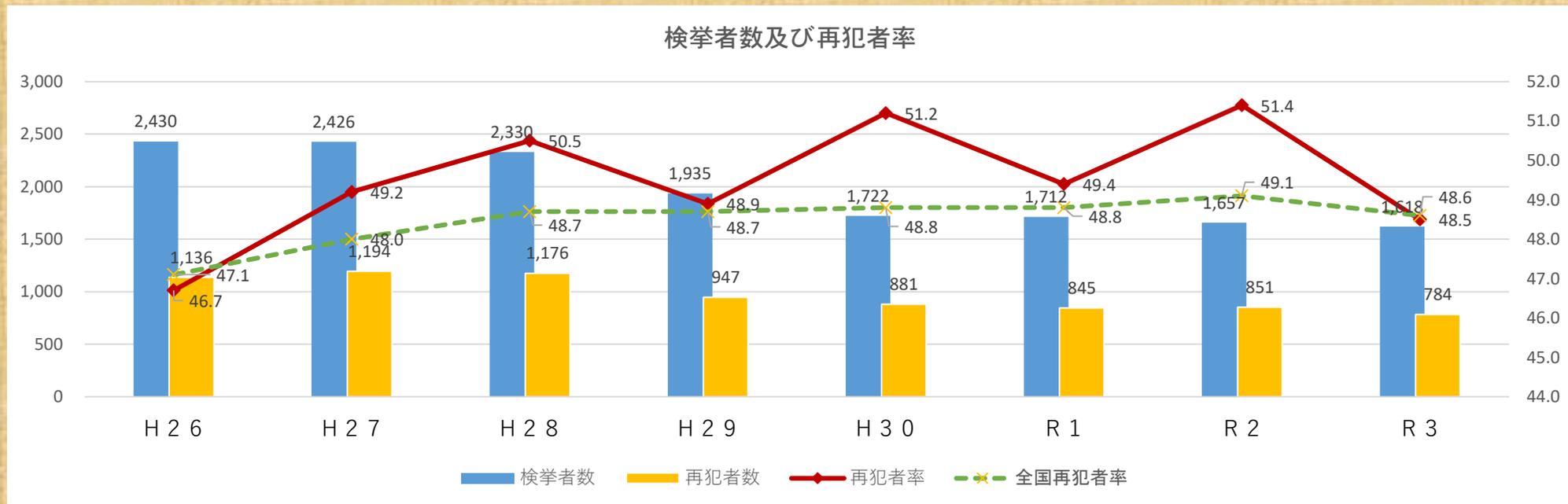
## 【5】数値目標

947人《2017年（平成29年）》⇒ 目標757人《2023年（令和5年）》

# 鹿児島県における再犯者数等の推移

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
鹿児島県	検挙者数(人)	2,430	2,426	2,330	1,935	1,722	1,712	1,657	1,618
	再犯者数(人)	1,136	1,194	1,176	947	881	845	851	784
	再犯者率(%)	46.7	49.2	50.5	48.9	51.2	49.4	51.4	48.5
全 国	全国再犯者率(%)	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8	48.8	49.1	48.6
本 県 の 位 置 (再犯者率の高い方から)		31	19	13	21	10	19	10	25

出典：鹿児島県警察本部調査，令和3年少年白書，法務省集計データ



# 令和4年度 再犯防止推進事業

(令和4年度当初予算：941千円)

再犯防止推進会議  
(令和4年度当初予算：271千円)

再犯防止活動推進事業  
(令和4年度当初予算：670千円)

# 再犯防止推進会議

## 会議の状況



毎年度1回，県再犯防止推進計画の進捗管理や関係機関・団体間の情報交換，課題の共有等を行い，再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する会議を開催

### 《令和4年度の実績》

期日：令和4年8月25日（木）

場所：会場とオンラインのハイブリッド方式

委員：19名

庁内：17課2室

### 課 題

- ① 生活困窮者への支援がさらに必要
- ② 今後も就労支援が必要
- ③ 住居確保の支援が必要
- ④ 薬物に手を出さない環境づくりが必要

# 再犯防止推進会議構成委員及び庁内関係課（室）

## 委員

### （学識経験者）

鹿児島大学大学院 教授（会長）

鹿児島県弁護士会

### （国の機関）

鹿児島保護観察所

鹿児島地方検察庁

鹿児島刑務所

鹿児島少年鑑別所

鹿児島労働局

### （関係団体）

鹿児島県保護司会連合会 更生保護法人草牟田寮

鹿児島県更生保護協会 鹿児島県更生保護女性連盟

鹿児島BBS連盟 鹿児島県協力雇用主会

鹿児島県社会福祉協議会

NPO法人鹿児島県就労支援事業者機構

鹿児島県地域生活定着支援センター

鹿児島ダルク

NPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」

### （県）

総務部男女共同参画局

以上19機関・団体

## 庁内関係課（室）

### （知事部局）

青少年男女共同参画課

男女共同参画室

くらし共生協働課

人権同和対策課

保健医療福祉課

社会福祉課

障害福祉課

薬務課

子ども家庭課

監理課

高齢者生き生き推進課

雇用労政課

住宅政策室

### （教育庁）

義務教育課

高校教育課

保健体育課

### （警察本部）

生活安全企画課

人身安全・少年課

組織犯罪対策課

以上19課（室）

# 再犯防止活動推進事業

目的：再犯の防止等に関する県民への意識啓発や，刑期を終了した者等の居場所づくりなどの活動を実施することにより，罪を犯した者等の円滑な社会復帰を促進し，県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

委託先：鹿児島県保護司会連合会

## 委託内容

- (1) 再犯防止推進に関する県民への意識啓発
- (2) 刑期を終了した者等の居場所づくり

# 再犯防止に関する県民への意識啓発

令和4年度

## 鹿児島県再犯防止シンポジウム

～依存症について考える～

日時：10月21日(金)13:00～16:30

場所：奄美文化センター(ホール)

**参加無料**

当日の入場もできます

**【プログラム】**

- 12:00 ◇開場・受付 司会 松山 さおり
- 13:00 ◇オープニング (社明2010応援ソング、島唄)
- 13:30 ◇開会の挨拶 鹿児島県保護司会連合会 会長 岩崎 昌弘  
◇歓迎の挨拶 奄美市 市長 安田 杜平  
◇主催者挨拶 鹿児島県総務部男女共同参画局 課長 中尾 洋一  
青少年男女共同参画課 課長 中尾 洋一  
◇来賓挨拶 九州地方更生保護委員会 委員長 大塚 玲子
- 14:00 ◇基調講演  
大津 敬 (一社)鹿児島県精神保健福祉士協会 代表理事
- 14:45 ◇パネルディスカッション  
【パネリスト】  
・就労支援 (NPO 法人ブルースカイ 理事長 柴 時弘)  
・福祉団体 (NPO 法人奄美ブルースカイ 施設長 岡部 哲博)  
・医療関係 (奄美病院 精神保健福祉士 西牟田 智子)  
・保護司会 (名瀬副支部長 竹山 耕平)
- 【コーディネーター】  
・大津 敬
- 16:20 ◇閉会の挨拶 鹿児島保護観察所 所長 細木 直久

**シンポジウムの目的**

鹿児島県では、県再犯防止推進計画に基づき、刑務所等から社会に戻った人たちの再犯の防止に取り組んでいます。  
本シンポジウムでは、テーマを「依存症について考える」とし、薬物、アルコール、窃盗症、ギャンブル等について、依存症の問題を取り上げ、支援の現状や課題について議論します。

**オープニング**

- ①社明2010応援ソング  
「咲きほこる花のように」
- ②島唄  
唄・三味線 永井 しずの  
太鼓 南 三知子

**基調講演**

大津 敬  
(一社)鹿児島県精神保健福祉士協会 代表理事  
(社)こむ 代表理事  
奄美地区更生保護総合支庁センター センター長  
精神保健福祉士、公認心理師

主催 鹿児島県 共催 奄美市  
実行団体 鹿児島県保護司会連合会(北大島保護区保護司会、南大島保護区保護司会)  
後援 大島教育事務所、奄美群島市町村長会、奄美群島社会福祉団体連絡協議会、鹿児島新聞社、南海日日新聞社、奄美新聞社、  
NPO 法人アイ、鹿児島保護観察所、奄美市更生保護女性会、奄美 BBS 会  
お問い合わせ先 鹿児島県再犯防止シンポジウム事務局 099-226-1556  
北大島保護区保護司会(サポートセンター) 0997-57-7800



シンポジウム (令和4年度)



セミナー (令和2年度)

**内容** : 再犯防止に関する意識啓発を目的としたシンポジウム等の開催

**対象者** : 再犯防止推進に関わる関係機関・団体の職員、県民

**過去の開催実績 (括弧内は参加人数)**

令和元年度 : 鹿児島市 (350人)

令和2年度※ : 鹿屋市 (65人) 指宿市 (71人)  
与論町 (40人) 日置市 (62人)

令和3年度 : 鹿屋市 (154人)

令和4年度 : 奄美市 (180人)

※令和2年度はコロナ禍のため会場を分散して開催

# 刑 期 を 終 了 し た 者 等 の 居 場 所 づ く り



料理教室



食事会



農業体験



集合写真

(内容)

更生保護に関わる方などの協力・参加を得て、茶会や食事会、農業体験、料理教室、相談会などを実施し、交流を図ったり、話し相手や相談相手がいて孤独ではないという安心感を与えるような居場所を創出する。

(対象者)

刑期を終了した者等

(開催回数)

交流会等を月1回程度開催

# 刑期を終了した者等の居場所づくり

## 令和4年度の実施状況

- 7月9日（土）： そうめん流し体験
- 7月23日（土）： 就労体験（農業体験）
- 9月17日（土）： 座談会，食事会等
- 10月15日（土）： 料理教室
- 11月 7日（月）： レクリエーション  
（みかん狩り，バーベキュー）
- 11月19日（土）： 料理教室
- 12月17日（土）： 懇親会
- 1月～3月： 料理教室，お茶会の予定



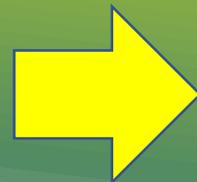
※ 4月～6月，8月は，コロナ禍及び荒天により中止

# おわりに

## 再犯の防止等の推進に関する法律 第1条

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

再犯防止の推進



安全・安心な地域社会づくり